

東京都地域福祉支援計画推進委員会設置要綱

平成 30 年 3 月 30 日
29 福保総企画第 668 号

(目的)

第 1 条 都内全域で地域福祉を推進するため、東京都地域福祉支援計画の進行管理及び施策の検討並びに都内区市町村向けに地域福祉計画に係る情報共有の場を設け、普及推進を図ることを目的として、東京都地域福祉支援計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 推進委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 東京都地域福祉支援計画の進行管理及び分析に関すること。
- (2) 区市町村における地域福祉の推進に係る現状把握及び分析に関すること。
- (3) 先進的な取組事例の紹介、都と区市町村との意見交換、区市町村間の情報共有を行う場の設置等、地域福祉計画の普及推進に関すること。
- (4) 地域福祉を推進するための施策の検討に関すること。
- (5) その他東京都の地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 推進委員会は、地域福祉に関する学識を有する者、地域福祉又は社会福祉の推進を図ることを目的とする団体に所属する者、区市町村職員等のうちから、東京都福祉保健局長（以下「福祉保健局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(委員長)

第 5 条 推進委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(副委員長)

第 6 条 推進委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 推進委員会は、福祉保健局長が招集する。

2 福祉保健局長は、第3条に定めるもののほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(幹事)

第8条 推進委員会の検討における検討の補助を行うため、福祉保健局長は、都職員のうちから幹事を指名する。

2 幹事は、推進委員会に出席し、検討に必要な情報を提供するものとする。

(会議の公開)

第9条 推進委員会は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(シンポジウムの開催)

第10条 推進委員会は、地域福祉計画の普及推進を図るための区市町村間の情報共有を目的として、シンポジウム形式で開催することができる。

(庶務)

第11条 推進委員会の庶務は、福祉保健局総務部及び福祉保健局生活福祉部において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。